

2016年8月24日

総務省御中  
国税庁御中  
消費者庁御中  
内閣府 消費者委員会御中

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0033 大阪市中央区石町1丁目  
1番1号天満橋千代田ビル  
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

## 要 望 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されております（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

当団体は、御省及び御庁に対して、以下のとおり要望いたしますので、ご検討のうえ、適切にご対処いただきますようお願いいたします。

### (要 望 事 項)

国税徴収法及び地方税法に保険法22条1項に基づく保険給付請求権に対する先取特権が国税及び地方税に優先する旨を明確に規定する法改正を要望する。

## (要 望 の 理 由)

### 1 要望に至る経緯

#### (1) 保険法施行前の状況

保険契約の中に損害賠償責任保険という種類の保険があり、現行保険法においては「責任保険契約」として「損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するもの」と定義されている（保険法17条2項括弧書）。

損害賠償責任保険は、加害者である損害賠償責任を負担する者が損害賠償請求権者（以下「被害者」という）へ損害賠償金の支払義務を負うことによる経済的な損害をてん補することが目的ではあるが、被害者にとっては、損害賠償の支払を確実に受けるための制度として重要である。すなわち、加害者の賠償資力を責任保険の加入により担保し、被害者の救済を図る効果が生み出される。

そのため自動車損害賠償責任保険などのように加入が義務付けられている保険契約もある。

しかし、損害賠償義務が発生した場合の保険金請求権も金銭債権であるため、被保険者に対する債権者の競合という場面が存在し得る。

この点について、自動車損害賠償責任保険や任意保険である自動車保険については、被害者による保険会社に対する直接請求権が制度として存在し、他の債権者の存在によって被害者の有する損害賠償請求権が脅かされることはない。

しかし、このような被害者による直接請求の制度は、自動車保険分野の責任保険以外の他の責任保険の分野では取り入れられておらず、被害者が保険金から損害賠償を受け得ないという可能性が存在した。

そして、現実にも製造物責任保険において被保険者が破産したため、保険金を原資とする配当手続において、被害者が他の一般債権者と同一の立場におかれるという事案が発生した。

#### (2) 保険法施行により解決された部分

平成22年4月1日に施行された保険法においては、責任保険について被害者に特別の先取特権を与える（保険法22条1項）という形で解決が図られた。

こうして、一般の債権者との間においては、立法的な解決がなされた。

### (3) 保険法の解釈上、疑義がある部分

保険法の施行によっても、租税等の国税徴収法の規定によって徴収される債権（以下「租税債権等」という）に関しては、保険法22条1項の規定との関係で疑義がある。

なぜならば、国税徴収法や地方税法には、責任保険の給付請求権に関する規定が一切存在しないからである。

この点から、金子宏著『租税法〔第19版〕』（弘文堂、2014年）862頁では、不動産保存の先取特権のように質権または抵当権に常に優先する先取特権及び、不動産賃貸の先取特権のように登記の先後等によって質権または抵当権との優劣の決まる先取特権以外の先取特権については、租税に劣後すると考えるほかはないと説明されている。

また、当機構が行ったアンケート調査に対して、葛飾年金事務所は、事例が存在しないため実例がないが、存在すれば滞納処分もしくは交付要求手続を行う旨回答している。

### (4) 国税庁からの電話回答の内容

同じアンケート調査を送付した国税庁からは、文書回答は行わないものの保険法22条3項の差押禁止を根拠として、滞納処分もしくは交付要求手続は行っていないとの電話回答があった。

保険法22条3項本文には「責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。」と規定されている。

しかし、本条項の規定については、本条1項の先取特権には追及効がないと解されるため、先取特権の効力を守るための規定であると解されている。

即ち、民法333条の趣旨から、保険金請求権が譲渡されたり、差押えられたりして保険金請求権者が損害賠償義務者ではなくなると本条1項の先取特権は行使できなくなると解されるため、このような事態を防ぐために規定されたものである。

差押禁止債権として代表的なものである年金受給権についての規定については、国民年金法、厚生年金法に原則としての差押禁止と国税徴収法による例外の規定が置かれる一方、国税徴収法にも差押可能範囲についての規定があり、双方の法律において整合的に取扱いが明確化されている。

保険法 22 条 3 項の規定が先取特権の効力を守るための趣旨であること及び、国税徴収法側に何らの規定がないことから、前記「租税法」に解説されているとおり、保険法 22 条 3 項は本先取特権が租税債権に優先することまでは規定してないと解する余地も充分にある。

## 2 要望の必要性・相当性

### (1) 必要性について

損害賠償責任保険において、保険金請求権は被害者という立場の人が生じることが絶対の前提であり、損害賠償責任保険契約が存在しても被害がなければ問題にならないものである。

その意味において、保険契約の解約返戻金債権のように債権者が責任財産として期待する債権とは根本的に異なり、この理は債権者が租税債権者であっても何ら変わるところはない。

また、現実問題としても多額の損害賠償責任を負担して倒産するような企業、医療法人、専門職業人等においては、租税や社会保険料等の滞納が存在する場合が多く見られるが、租税債権が損害賠償責任保険の給付請求権において、被害者に優先するのでは、保険法において先取特権が認められた趣旨が生かされない結果になる。

例えば、大規模病院が医療過誤を繰り返して破産した場合、医療過誤の被害者が医師の損害賠償責任保険から損害賠償の支払を受ける前に、その保険金が病院の租税や社会保険料の支払に充てられてしまうような事例も現実的に想定可能である。

このような状況は、社会的に見て適切な状態であるとは考えられない。

さらに、本年 10 月 1 日より、いわゆる消費者裁判手続特例法が施行され、

今まで泣き寝入りを強いられてきた、消費者の比較的少額な消費者被害の集団的な損害賠償請求が可能となる。

この手続によって消費者の損害賠償請求権が確認され、責任保険からの回収が可能なる状況に至った際、消費者保護の意識の欠けた脆弱な事業者の租税や社会保険料の滞納によって、それが妨げられるようなことがあってはならない。

この点からも本要望の実現は極めて重要である。

## (2) 相当性について

前述の通り、現在、国税庁は保険法 22 条 3 項の差押禁止を根拠として、滞納処分もしくは交付要求手続は行わないという運用を行っている。

前述の葛飾年金事務所のように租税債権等が優先すると認識している課税庁も存在するが、現実の事例は存在しない。

また、損害保険会社からの回答によっても、事例は見られなかった。

従って、現状において要望事項記載の法改正を行っても、実務との齟齬は生じず、かつ、国税庁の従前の取扱いの適法性が法的に明確になる。

## 3 要望の内容

以上の点より、国税徴収法及び地方税法に保険法 22 条 1 項に基づく保険給付請求権に対する先取特権が国税及び地方税に優先する旨を明確に規定すべきであると考え、その旨の法改正を要望する。

以上